

(5) 自動車の低公害化、低燃費化の推進【拡充・延長】

①自動車の保有に係る税率の特例措置(グリーン化)【延長】（自動車税）

電気自動車(燃料電池自動車含む)、天然ガス自動車、メタノール自動車及び低燃費かつ低排出ガス認定車(LPG自動車含む)を、購入した場合、購入年度の翌年度1年間の自動車税を軽減し、また、新車新規登録から一定年数を経過したガソリン車及びディーゼル車については自動車税を重課する措置について、所要の見直しを行い、その適用期限を2年延長する。

【現行措置】

<重課>以下の自動車について、概ね10%重課(低公害車及び一般乗合バスを除く)

- ・ディーゼル車：車齢11年超
- ・ガソリン車(LPG自動車含む)：車齢13年超

<軽課>

- ・電気自動車(燃料電池自動車含む)、天然ガス自動車、メタノール自動車：概ね50%軽減
- ・☆☆☆☆かつ燃費基準+20%達成車：概ね50%軽減
- ・☆☆☆☆かつ燃費基準+10%達成車：概ね25%軽減

②低燃費かつ低排出ガス認定車に係る自動車取得税の課税標準の軽減措置【延長】（自動車取得税）

低燃費かつ低排出ガス認定車を取得した場合、課税標準額を一定額控除する現行措置について、所要の見直しを行い、その適用期限を2年延長する。

【現行措置】

- ・☆☆☆☆かつ燃費基準+20%達成車：30万円控除
- ・☆☆☆☆かつ燃費基準+10%達成車：15万円控除

③ディーゼル車に係る自動車取得税の特例措置【延長】（自動車取得税）

平成17年排出ガス基準に適合し、かつ、平成27年度を目標とした燃費基準を達成したディーゼルトラック・バス等(車両総重量3.5t超)の取得に際し、自動車取得税を軽減する現行措置について、所要の見直しを行い、その適用期限を2年延長する。

【現行措置】

- ・重量車☆かつ重量車燃費基準達成車：2.0%軽減
- ・平成17年排出ガス基準適合かつ重量車燃費基準達成車：1.0%軽減

④最新排出ガス規制に適合したディーゼル乗用車に係る自動車取得税の 軽減措置【新規】（自動車取得税）

最新の排出ガス規制を満たすディーゼル乗用車であって、規制開始よりも前倒しして市場投入するものについて、自動車取得税の優遇措置を講ずる。

⑤クリーンエネルギー自動車等に係るエネルギー需給構造改革投資促進税制【拡充・延長】（所得税・法人税）

ハイブリッド自動車等の導入及び低公害車用燃料供給設備の取得に係る特別償却制度又は税額控除措置について、対象を追加し、延長する。

【現行措置】

基準取得価額の7%相当額の税額控除、又は、普通償却に加えて基準取得価額の30%相当額を限度として償却できる特別償却のいずれかを選択。

(6)ビルの省エネシステム等に係るエネルギー需給構造改革投資促進税制 【拡充・延長】（所得税・法人税）

民生業務部門の省エネ対策の強化を図るため、ビルの省エネ性能を向上するシステム等を新たに対象に追加する。

(7) 地球温暖化対策ビジネス促進税制【新規】（所得税・法人税・個人住民税）

温暖化対策に資する新しいビジネスモデル（省エネ家電買換え支援、エコポイント事業等）を支援するために必要な税制上の措置を講ずる。

2 廃棄物・リサイクル対策の推進

(1) 再商品化設備等に係る特別償却制度【拡充・延長】（所得税・法人税）

再商品化設備等（古紙再生ボード製造設備、自動車破碎残さ再資源化設備、食品循環資源再生利用設備及び建設混合廃棄物選別設備）に係る特別償却制度について、建設汚泥再生処理装置及び廃石膏ボード再生処理装置を対象に追加した上で、その適用期限を2年延長する。

(2) 廃棄物再生処理用設備に係る課税標準の特例措置【拡充・延長】(固定資産税)

廃棄物再生処理用設備（建設廃棄物再生処理装置、古紙再生処理装置、空びん洗浄処理装置、自動車部品再利用製品製造設備及び食品循環資源再生処理装置）に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、食品循環資源再生処理装置の対象範囲・課税標準を見直すとともに、廃石膏ボード再生処理装置を対象に追加した上で、その適用期限を2年延長する。

(3) 産業廃棄物処理用設備等に係る特別償却措置【延長】(所得税・法人税)

産業廃棄物処理用設備（高温焼却装置）、P C B 汚染物等処理用設備、石綿含有廃棄物無害化処理用設備に係る特別償却措置の適用期限を2年延長する。

(4) 最終処分場に係る維持管理積立金制度に係る特例措置【延長】(所得税・法人税)

廃棄物最終処分場における埋立終了後の維持管理に要する費用に備えるための準備金（維持管理積立金）制度に基づく積立金を損金算入する措置の適用期限を2年延長する。

(5) 廃棄物処理施設に係る課税標準の特例措置【延長】(固定資産税)

廃棄物処理施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。

(6) 廃棄物処理法に規定する広域的処理に係る環境大臣の認定を受けた者の事業の用に供する施設等に係る課税標準の特例措置【延長】(事業所税)

廃棄物処理法に規定する広域認定制度により環境大臣の認定を受けた者の事業の用に供する施設等に係る事業所税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。

3 環境汚染の防止

(1) 公害防止用設備に係る特別償却措置【延長】(所得税・法人税)

公害防止用設備（窒素酸化物（N O x）抑制設備、ばい煙処理用設備及び汚水処理用設備）に係る特別償却措置の適用期限を2年延長する。

(2) 公害防止用設備に係る課税標準の特例措置【延長】（固定資産税）

公害防止用設備（汚水処理用施設（水質汚濁防止法関係）、汚水処理用施設（湖沼水質保全特別措置法関係）、有害物質により汚染された地下水を浄化するための設備、土壤浄化施設、窒素酸化物(N O x)抑制設備、ばい煙処理施設、揮発性有機化合物(V O C)排出抑制設備、指定物質の排出又は飛散の抑制に資する施設及びダイオキシン類排出削減施設）に係る課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。

(3) 可燃性天然ガス等を適正に処理するための温泉設備に係る特例措置

【新規】（所得税、法人税、固定資産税）

可燃性天然ガス等を適正に処理するための温泉設備に係る特例措置を新設する。

4 鳥獣保護管理の推進

(1) 有害鳥獣対策の推進のための狩猟税の優遇措置【新規】（狩猟税）

有害鳥獣被害対策の推進のため、狩猟者登録をする際にかかる狩猟税の減税措置を講ずる。

5 その他

(1) 試験研究費の総額に対する税額控除（R & D税制）【拡充・延長】

（所得税・法人税）

試験研究費について、法人税の税額控除限度額を現行 20%から引き上げる等の措置を講ずる。

(2) 認定N P O法人に対する税制上の特例措置【拡充・延長】（法人税、所得税、相続税、個人住民税、法人住民税、法人事業税）

ア 認定N P O法人に係る税制優遇措置の適用期限を2年延長するほか、標準P S T（パブリックサポートテスト）の要件を緩和する。

イ 申請手続の負担軽減等を行う。

(3) 公益法人への寄付金控除等の特例措置

新たな公益法人制度の下で税制上の優遇措置を講じるに当たって、環境関連の公益法人についても適切な措置を講ずる。

